

随意契約理由書

件 名 : 神戸建設部（読売神戸ビル）内装工事（その２）

相 手 方 : 鹿島建設株式会社

随意契約理由 :

本工事は、神戸建設部移転先ビル貸室内における内装工事のうち、神戸建設部（読売神戸ビル）内装工事（その１）で実施する空調設備機器工事以外の、内装工事を行うものである。

本工事については、移転先ビル賃貸人と締結している賃貸借契約書の条項により、賃貸人の指定する業者に依頼するものとされている。

鹿島建設株式会社は、移転先ビル貸室内の建設・設備工事の施工業者として、賃貸人から唯一指定されており、その性質上競争を許さないものと認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により「読売神戸ビル」賃貸人の指定する業者である、鹿島建設株式会社を契約相手方として随意契約を行うものである。

以 上